

第4次 津市男女共同 参画基本計画

令和5年3月
津市

男女共同参画社会の実現をめざして

時代とともに家族や人生の在り方が変化する中で、女性男性の在り方や役割に関する議論も、様々な変遷をたどり、現在の「男女共同参画」という概念が生まれてきました。



すでにあるものに加わっていく「参加」に対し、「参画」という言葉には、ゼロから企画し、共に責任を持って遂行していく覚悟が伴います。男女共同参画は、文字通り、女性の意思決定過程への「参画」が重視され、女性と男性が、それぞれの違いを尊重し、多様性を認め合うことが不可欠となります。

津市では、男女が社会の対等な構成員として、それぞれの個性や能力を発揮しながら、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向け、平成19年3月に「男女共同参画都市」を宣言し、「津市男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成20年7月には、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や具体的な施策の方向性などを定めた「津市男女共同参画基本計画」を策定。以降、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを重ねながら、ワーク・ライフ・バランスの促進や女性活躍の推進などに継続して取り組んでまいりました。

こうした中、令和3年9月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査では、女性と男性の意識格差や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残る実態が明らかとなりました。

調査結果から見えてきたこれらの課題や、これまでの取組の評価を踏まえ、今後5年間の男女共同参画社会づくりの方向性を定めた「第4次津市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。男女の平等感などの認識や意識格差解消を目指した教育の充実に重点的に取り組み、成長過程における理解の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりや、意思決定過程への女性の積極的な参画を促進する機運づくりなど、学校・職場・家庭・地域といったあらゆる場面における男女共同参画を力強く進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご尽力賜りました津市男女共同参画審議会委員の皆様および関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

津市長 前葉 泰幸

目 次

第1章 第4次津市男女共同参画基本計画について

1 計画策定の趣旨.....	6
2 計画の位置付け.....	7
3 計画の期間.....	8

第2章 男女共同参画を取り巻く現状認識

1 日本の社会情勢の変化	10
2 男女共同参画を取り巻く津市の現状	12
3 市民意識・事業所実態からみる津市の現状.....	16
4 第3次計画の現状と課題の整理	20
5 第4次津市男女共同参画基本計画策定に当たっての課題	23

第3章 計画の考え方

1 基本的な考え方.....	26
2 基本理念.....	27
3 基本目標.....	29
4 施策体系	31

第4章 施策の推進

基本目標Ⅰ 生涯にわたる男女共同参画の教育	34
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの促進	42
基本目標Ⅲ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進.....	50
基本目標Ⅳ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進.....	57
基本目標Ⅴ 男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備	67
基本目標Ⅵ 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり	76

第5章 計画の進め方

1 男女共同参画を推進する体制	86
2 計画の進行管理	87

参考資料

1 津市男女共同参画審議会委員名簿	90
2 第4次津市男女共同参画基本計画策定経過	91
3 津市男女共同参画都市宣言	93
4 津市男女共同参画推進条例	94
5 男女共同参画社会基本法	97
6 男女共同参画に関する国内外のあゆみ	100
7 用語解説	105

第1章

第4次津市男女共同参画基本計画について

本市では、平成19年(2007年)3月に「男女共同参画都市」を宣言し、同月に「津市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、平成20年(2008年)に「津市男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年(2013年)に「第2次津市男女共同参画基本計画」を、平成30年(2018年)に「第3次津市男女共同参画基本計画」(以下「第3次計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進に取り組んできました。

こうした取組の成果により、令和3年(2021年)度実施の市民意識調査及び事業所調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対する割合が、賛成する割合を大きく上回るなど、男女共同参画推進への意識は高まってきています。しかし、普段の生活における役割分担については、女性が家事・育児・介護を担っている割合が高く、また、家庭生活や職場、政治・政策決定等の分野において男性優遇と思う市民が多いなど、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しています。

さらに、少子高齢化に伴う人口減少や世帯状況の変化等の課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による危機など、社会情勢の大きな変化により、女性を取り巻く課題が顕在化しました。依然として存在する固定的な性別役割分担意識や、社会情勢の変化の点から、男女が共に自分らしい生き方を選択し、活躍することができる社会の実現に向けてしっかり取り組むことが求められています。

これまで推進してきた第3次計画の計画期間が令和4年(2022年)度に終了することから、第3次計画の取組状況や社会情勢等から見えてきた課題を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後、5年間の男女共同参画社会づくりの方向性を定めるため、「第4次津市男女共同参画基本計画」を策定します。

2

計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた「津市男女共同参画推進条例(平成19年条例第4号)」第8条に規定する基本的な計画です。

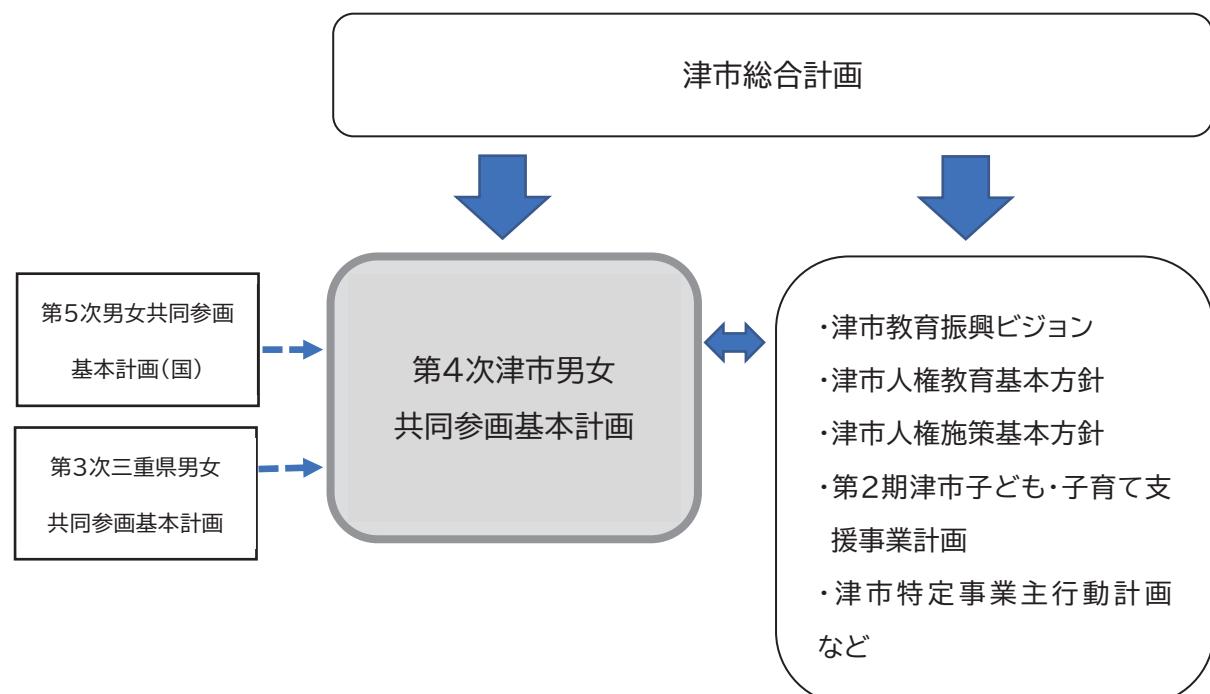
法的には、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(市町村推進計画)として位置付けます。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、三重県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、津市総合計画を上位計画としており、総合計画の施策のうち、「男女共同参画の推進」を具体的に推進する個別計画です。

また、関係する以下の個別計画との整合性を図り、男女共同参画社会の実現に向けての施策を位置付ける計画です。



3

計画の期間

令和5年(2023年)度から令和9年(2027年)度の5年間です。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

	年度									
	令和 3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
国										
	第5次男女共同参画基本計画									
三重 県										
	第3次三重県男女共同参画基本計画									
津市										
	津市総合計画（第2次基本計画）									
	基本構想									
	第3次津市男女 共同参画基本計画									
	第4次津市男女共同参画基本計画									

※津市総合計画では、第2次より基本構想について計画期間は特に定めず、基本計画は平成30年からの10年間としています。